

第3章 実用新案技術評価

1. まえがき	2
2. 実用新案技術評価の請求	2
2.1 請求人.....	2
2.2 請求の時期.....	2
2.3 実用新案が、非専利権者による商業上の実施に係る事情があるとする主張.....	3
3. 実用新案技術評価の対比	3
3.1 実用新案技術評価の対比事項.....	3
3.2 複数回の実用新案技術評価の請求についての処理原則.....	4
4. 実用新案技術評価の作成	4
4.1 実用新案の内容の理解.....	4
4.2 請求項ごとに範囲を確定する.....	4
4.3 検索の対象を確定する.....	5
4.4 検索の範囲を確定する.....	5
4.5 対比結果のコードを付与する.....	5
4.6 「技術評価引用文献通知書」の郵送.....	6
4.7 実用新案技術評価の作成及び発行.....	7
5. 実用新案技術評価作成の際の注意事項	8
6. 実用新案技術評価の記載例.....	9

1. まえがき

実用新案は形式審査制度を採用しており、産業の利用性、新規性、進歩性等の専利要件に符合するか否かについて実体審査は行われなため、実用新案権の権利内容は不確定な状態である。専利権者がこの不確定な権利を不当に行使し、権利の濫用という状況が引き起こされることのないよう、又は、非専利権者が実用新案の有効性及び関連する引用証拠の内容を評価するため、何人も実用新案の公告後、権利行使及び技術利用の参考のため、実用新案技術評価を請求することができる。

実用新案技術評価とは、機関による拘束力のない評価に属し、その性質は行政処分ではないことから、対比の結果、たとえ当該実用新案が実体要件に符合していないと認められても、当該権利は取消されていないため、請求人は実用新案技術評価の対比結果について行政救済を提起することはできない。

実用新案技術評価が請求された事実は、一般大衆及び利害関係者に知らせるため、専利公報に掲載しなければならない。当該技術評価の請求取り下げが認められる場合、他人は当該技術評価が続行されているか知ることができないため、実用新案技術評価の請求は取り下げることができない。

2. 実用新案技術評価の請求

2.1 請求人

実用新案権者が実用新案権を行使する際には、警告のため、実用新案技術評価書を提示しなければならない。また、実用新案が専利要件に符合するか否かを第三者が明確にするためにも、実用新案技術評価を参考にする必要があることから、実用新案技術評価の請求資格について、制限すべきではなく、何人も専利主務官庁へ請求することができる。

2.2 請求の時期

実用新案技術評価の請求の時期について、以下のとおり説明する。

(1) 専利権の存続期間

実用新案登録出願が公告された後、何人も実用新案技術評価を請求することができるが、請求する際には、当該実用新案がすでに登録処分となり証書受領費用を納付したがまだ公告されていない場合、請求人が実用新案技術評価の請求手続を再度行うことのないよう、専利主務官庁は一時的に処理を保留し、実用新案が公告されてから手続を続行することができる。

(2) 専利権の当然消滅後

実用新案権が当然消滅した後、その権利に関する救済、紛争は依然として存続し又は新たに開始する可能性があり、実用新案技術評価を参考にする必要のあることから、実用新案権が当然消滅した後も、何人も実用新案技術評価を請求することができる。

実用新案技術評価を請求する際に、実用新案のすべての請求項の取消が確定した場合、その専利権の効力は最初から存在しなかったため、実用新案技術評価書の作成対象がないことから、実用新案技術評価の請求は不受理となる。しかし、実用新案のすべての請求項が査定を経て無効審判請求が成立し、かつ、行政救済に係属する場合には、やはりその実用新案技術評価の請求を受理して技術評価書の作成手続きを続行すべきで、行政救済の確定を待つ必要はない。受理された後、実用新案のすべての又は一部の請求項の取消が確定した場合、依然として実用新案技術評価書を作成すべきで、その中の取消された請求項についてはコードを付与しないが、対比説明において「当該請求項は無効審判請求により取消が確定した」との事実を明記しなければならない。

2.3 実用新案が、非専利権者による商業上の実施に係る事情があるとする主張

非専利権者による商業上の実施について、実用新案権者が警告を出し、できるだけ早く実用新案技術評価書を取得する必要がある場合、請求人は実用新案技術評価の請求の際に、事実を説明し、並びに関連する証明書類を添付することができ、専利主務官庁は 6 ヶ月以内に実用新案技術評価を完成させなければならない。当該関連する証明書類とは、例えば、専利権者の商業上に実施した非専利権者に対する書面通知、非専利権者の広告カタログ又はその他商業上の実施についての書面資料である。

また、非専利権者に実用新案の権利侵害紛争に係る事情がある場合も、実用新案技術評価を請求する際に、事実を説明し、並びに関連する証明書類を添付して、専利主務官庁へ当該技術評価を迅速に作成するよう請求することができる。当該関連する証明書類とは、例えば、実用新案権者から提出されすでに受け取った専利権侵害に係る内容証明、専利権侵害訴訟に係る訴状又は訴訟呼出状等の書類資料である。

3. 実用新案技術評価の対比

3.1 実用新案技術評価の対比事項

実用新案技術評価は、法に基づき請求項が新規性要件における刊行物にみられるもの、新規性擬制喪失（拡大先願による新規性喪失）、進歩性及び先願主義の事項に符合するか否かについてのみ対比しコードを付与する。以下のとおり説明する。

- (1) すでに公開又は公告された先行技術文献に基づき、請求項が新規性を有するか否か。(専利法第 22 条第 1 項第 1 号を準用する専利法第 120 条)
 - (2) すでに公開又は公告された先行技術文献に基づき、請求項が進歩性を有するか否か。(専利法第 22 条第 2 項を準用する専利法第 120 条)
 - (3) 請求項が拡大先願による新規性喪失の事情に該当するか否か。
(専利法第 23 条を準用する第 120 条)
 - (4) 請求項が先願主義に違反するか否か、ただし本法の 2013 年 6 月 13 日発効施行後に、第 32 条第 1 項前段のすでにそれぞれ「一案両請 (二重出願)」を声明しているもの、つまり同一人が同一創作について、同日にそれぞれ特許と実用新案を出願し、かつ、出願時にそれぞれ声明しているものは含まない。(専利法第 31 条第 1、2 項、第 4 項を準用する第 120 条)
- 上述した (1) ~ (4) の判断原則については、第二篇第 3 章「専利要件」に関する章節を参照のこと。

3.2 複数回の実用新案技術評価の請求についての処理原則

何人も必要に応じて実用新案技術評価を請求することができ、回数に制限はない。実用新案技術評価が作成、発行された後、公告により外部へ参考のために提供される。実用新案技術評価が複数回請求された場合、検索期間の違い (その他の検索されなかった公開又は公告された専利文献、又は参酌されなかった公開資料が発見された) 又は専利権者による専利請求の範囲の訂正によりその検索結果又は対比の基礎が異なる場合を除き、原則的に 2 回目以降の実用新案技術評価と最初の技術評価の対比結果は一致する。

4. 実用新案技術評価の作成

4.1 実用新案の内容の理解

実用新案技術評価を作成する前に、実用新案の明細書、権利請求の範囲及び図面を完全に閲読して、当該実用新案の内容を理解し確認していなければならない。当該明細書、専利請求の範囲及び図面は、公告版を基準とする。訂正が許可された後の公告版がある場合、当該公告版を基準としなければならない。

4.2 請求項ごとに範囲を確定する

実用新案技術評価は、請求項ごとに逐項対比してコードを付与する必要があるため、請求項ごとに記載された全ての技術的特徴について、請求項の範囲を確定し (第二篇第 1 章 2.5 「請求項の解釈」を参照)、請求項ごとの範囲の基づき検索を進めなければならない。

4.3 検索の対象を確定する

検索の対象は、最新の公告版の専利請求の範囲の全ての請求項であり、実用新案技術評価の作成過程において、訂正が請求された場合、当該実用新案技術評価の処理については本章5.「実用新案技術評価を作成する際の注意事項」(1)に基づき行わなければならない。また、実用新案権が無効審判の審理により一部請求項の取消が確定した場合、先行技術の検索及び対比を行わず、取消されていない請求項についてのみ検索及び対比を行う。

4.4 検索の範囲を確定する

実用新案技術評価が対比する事項は、新規性（刊行物においてすでに見られるものに限り、すでに公開実施され、又は公衆に知られたものは含まない）、新規性擬制喪失（拡大先願による新規性喪失）、進歩性（刊行物においてすでに見られるものに限り、すでに公開実施され、又は公衆に知られたものは含まない）及び先願主義であるため、検索で対比する文献の範囲には出願日前（優先権を主張する場合は優先日）にすでに公開又は公告された刊行物、同日出願の特許又は実用新案が含まれるべきである。

前述したいわゆる刊行物とは、公衆に公開された文書又は情報を記録したその他の記録媒体を指し、台湾内外の専利公報、定期刊行雑誌、研究報告、書籍、論文及びカタログ等を含み、詳しくは第二篇第3章2.2.1.1「刊行物においてすでに見られるもの」を参照。

「擬制新規性喪失（拡大先願による新規性喪失）」の対比については、台湾の引用文献の検索範囲は出願日前にすでに出願され、かつ、出願日の後から実際に実用新案技術評価の作成が完成した日までにすでに公開又は公告された台湾の専利文献に限られる。

「先願主義」の対比については、台湾の引用文献の検索範囲は、出願日の前（出願日を含む）にすでに出願され、かつ、出願日の後から実際に実用新案技術評価の作成が完成した日までにすでに公告された台湾の専利文献に限られる。

4.5 対比結果のコードを付与する

前述したステップに基づき、請求項ごとに対比し「1、2、3、4、5、6」のうち一つのコードを付与する。コードの意味は以下を参照：

- コード1：本請求項の創作は、列記された引用文献の記録を参照したところ新規性を具備しない。（専利法第22条第1項第1号準用の第120条）
- コード2：本請求項の創作は、列記された引用文献の記録を参照したところ進歩性を具備しない。（専利法第22条第2項準用の第120条）
- コード3：本請求項の創作は、先に出願され、その出願後に公開又は公告された

発明又は実用新案に添付された明細書、専利請求の範囲又は図面に記載された内容と同一である。(専利法第 22 条第 1 項第 1 号準用の第 120 条)

コード 4: 本請求項の創作は、出願日前に出願された特許又は実用新案の創作と同一である。(専利法第 31 条第 1 項、第 4 項準用の第 120 条)

コード 5: 本請求項の創作は、同日出願の特許又は実用新案の創作と同一である。(専利法第 31 条第 2 項、第 4 項準用の第 120 条、専利法第 32 条第 1 項前段のすでにそれぞれ「一案両請 (二重出願)」の声明がされたものは含まない)

コード 6: その新規性等の要件を否定するに足る先行技術文献を見つけることができない。

このほかに、明細書が明確でなく、かつ、十分に開示されていない、又は請求項の記載が不明確で有効的な検索と対比を行う際に困難を生じる、若しくは技術評価を受理した後の請求項が訂正により削除又は取消が確定した場合、コードは付与されないが、対比説明において事実及び理由を明記しなければならない。

4.6 「技術評価引用文献通知書」の郵送

専利請求の範囲の全ての請求項について対比した後、引用文献の記載に基づき、いずれかの請求項が新規性及び (又は) 進歩性等の要件を備えないと判断した際には (対比結果コード 1~5)、「技術評価引用文献通知書」をもって専利権者に前述した事項を説明する通知をしなければならない。

「技術評価引用文献通知書」には、引用文献の名称 (又は専利公開番号、公告番号) と公開 (又は公告) 日、及び請求項ごとに違反した新規性、進歩性等の要件を列記し、引用文献における対応する段落、内容又は図面を表示しなければならない。関連する引用文献は、「技術評価引用文献通知書」と併せて専利権者に送達しなければならない。

審査官は、専利権者からの応答説明又は資料提供について、先になしたある請求項の対比結果を変更することになるか否かの判断は、再度検索と対比が必要で、検索により請求項に新規性、進歩性等の要件違反があると証明するに足る新しい引用文献が見つかった場合、技術評価引用文献通知書を再度郵送しなければならない。

「技術評価引用文献通知書」とは、実用新案技術評価で行った対比結果の前置説明であり、実用新案技術評価を作成する持効性に基づくもので、当該通知書の応答説明については、延期申請及び面接適用の状況はない。

4.7 実用新案技術評価の作成及び発行

実用新案技術評価には、先行技術の資料範囲、対比結果、引用文献、及び対比説明等が含まれる。

原則的に、請求人が理解できる方法で対比結果の理由を記載する。

(1) 新規性及び進歩性等の要件の否定

- a. 対比結果コードが 1、3 の時、引用文献における請求項が新規性又は拡大先願による新規性喪失の要件を具備しないと認定した特定の内容、段落又は図面を記載しなければならない。
- b. 対比コードが 2 の時、引用文献における請求項が進歩性の要件を具備しないと認定した特定の内容、段落又は図面を開示した対応する特徴を記載しなければならない。
- c. 対比コードが 4、5 の時、引用文献における対応する当該実用新案と同一創作の請求項を明記しなければならない。

(2) 明細書が明確かつ十分に開示されていない又は請求項が明確でないことから新規性、進歩性等の要件を十分に対比することができない場合、審査官は明細書、専利請求の範囲及び図面の記載に基づき、出願時の通常の知識をもって、請求項に合理的な前提条件を設けることができる場合、当該前提条件に基づいて新規性、進歩性等の要件を対比できるが、対比説明において当該事実、理由及び設定した前提について説明しなければならない（例 4 を参照）。

(3) 明細書が明確かつ十分に開示されていない又は請求項が明確でないことから検索と対比を有効的に行うことが難しい場合、対比説明においてその事実及び理由を明記しなければならないが、対比結果のコードは付与しない。

審査官が請求項の新規性、進歩性等の要件を否定するに足る先行技術文献を見つけれなかった場合（対比結果コード 6）、当該技術分野における一般的な技術水準の参考文献を記載し、実用新案技術評価を直接作成し発行しなければならない。

審査官は「技術評価引用文献通知書」で専利権者に通知し、専利権者の回答説明又は提供資料を検討した後、新たに検索及び対比をする必要がない場合、当該通知書が示す引用文献に基づき実用新案技術評価を作成し発行することができる。

専利権者が期限を過ぎても「技術評価引用文献通知書」に回答しない場合、実用新案技術評価作成の時効に基づき、通知書の内容に基づき直接実用新案技術評価を作成し発行することができる。

5. 実用新案技術評価作成の際の注意事項

- (1) 実用新案技術評価を作成する際に、まず、訂正があるか否か、又は無効審判案件が専利主務官庁に係属するか否かを調べなければならない。訂正がある場合、以下の原則に基づき処理する。
 - a. 無効審判案件に係属しない場合、原則的に訂正の結果を待って実用新案技術評価を作成する。
 - b. 無効審判案件に係属する場合、当該訂正は法により無効審判案件と合併審理及び合併審決されることから、原則的に無効審判案件及びその合併した訂正が審決されてから、訂正結果に基づき実用新案技術評価を作成する。ただし、請求人が専利権者で、非専利権者による商業上の実施を主張する、又は請求人が非専利権者で、専利権侵害紛争に係ると主張する、又は無効審判請求案件が複雑である等の事情がある場合、訂正前の請求項に基づき対比を行い、実用新案技術評価を作成することができる。
 - c. 前述した訂正案件又は訂正請求が、審査を経て訂正が許可された場合、実用新案技術評価を作成する際に、「備考」欄に当該技術評価で行った対比に基づく訂正版の公告日を明記しなければならない。例:「本実用新案技術評価は○年○月○日公告の訂正版に基づき対比したものである」。
- (2) 実用新案技術評価の発行前において、審査官の参酌のために何人から(請求人も含む)自発的に提供された新規性、進歩性等の対比に関する書面資料について、これらの資料がある請求項の対比結果に影響した場合、技術評価の引用文献として列記しなければならない。反対に、対比参照の根拠とすることができない場合、審査官はそれを一般の技術水準の参考文献として考慮することができる。また、当該実用新案が本法の2013年6月13日付で発効施行した第32条第1項前段のそれぞれ声明する「一案両請(二重出願)」の状況に該当し、かつ、同一人による同日出願の特許出願ですでに第三者意見で提供された引用文献がある場合、審査官はこれも参酌すべきである。
- (3) 検索により同一人による同一創作の同日出願の特許出願があることを発見し、当該特許出願が先に実体審査によりすでに新規性、進歩性、新規性喪失の例外又は先願主義に違反する等の拒絶理由が見ついている場合、原則的に当該拒絶査定 of 証拠となる先行技術文献を参酌しなければならない。
- (4) 実用新案が本法2013年6月13日付で発効施行した第32条第1項前段のそれぞれ声明する「一案両請(二重出願)」の状況に該当する場合、当

該技術評価の「備考」欄に注釈説明を加えなければならない。例：「本件実用新案と第〇〇〇号特許出願は、専利法第 32 条第 1 項前段の『一案両請（二重出願）』の適用がある」。審査官は依然としてその他の先行技術文献を検索して新規性、進歩性等の要件の対比を行い、コードを付与しなければならず、請求項の新規性、進歩性等の要件を否定するに足るその他の先行技術文献を見つけることができなかつた場合、対比結果コード「6」を付与すべきである。

- (5) 最初の対比結果コードが 1～5 の請求項について、その後続する出願の実用新案技術評価（例：e02）においても対比結果コードが 1～5 の場合、依然として「技術評価引用文献通知書」を再度郵送し専利権者に説明を提出するよう通知しなければならない。
- (6) 実用新案技術評価の請求人が専利権者ではない場合、実用新案技術評価は、請求人に送達するだけでなく、専利権者にも写しを送達しなければならない。
- (7) 実用新案技術評価を請求してから作成されるまでに、専利権の譲渡がなされた場合、実用新案技術評価は、請求人に送達するだけでなく、譲受人にも写しを送達しなければならない。
- (8) 関連する先行技術文献を見つけることができず対比結果コード 6 が付与された請求項については、一般的な技術水準を示す参考文献を記載しなければならないが、対比結果コード 1～5 が付与された請求項については、記載する必要はない。

6. 実用新案技術評価の記載例

審査官は検索後、請求項ごとに対比し、「先行技術資料の範囲」及び「対比結果」を詳細に記載する。特別に注釈事項が必要な場合は「備考」欄に記載し、実用新案技術評価を完成させる。その完成書式例は以下のとおり。

実用新案技術評価

- 1. 出願番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇e〇〇
- 2. 実用新案証書番号：M〇〇〇〇〇〇
 - a. 実用新案の名称：〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 - b. 出願日：〇年〇月〇日
 - c. 優先日：〇年〇月〇日
 - d. 実用新案権者：

名称：〇〇〇股份有限公司

住所：〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇路〇〇〇号

代理人：〇〇〇（身分の種類）

e. 国際専利分類：

G03B 17/04（2006.01） 03B 5/02（2006.01）

3. 技術評価請求日：〇年〇月〇日

4. 技術評価請求人：〇〇〇氏/会社

代理人：〇〇〇（身分の種類）

5. 完成日：〇年〇月〇日

6. 審査官氏名：〇〇〇委員

7. 先行技術資料の範囲：

a. 国内外の専利文献

国際専利分類：G03B 17/04、H05K7/00～7/20

b. 非専利文献：

8. 対比結果：

引用文献一覧表：

請求項

対比結果コード：

引用文献：

対比説明：

例1. 新規性を有しない

〔実用新案名称〕

かつさマッサージ棒

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

柱面を有する柱体と、前記柱体の柱面につながる連結端と工作端を有するロッドと、前記ロッドの工作端に設置された細長い形状のマッサージ箇所を含むかつさマッサージ棒。

〔説明〕

検索並びに対比の結果、文献 1 はすでに請求項 1 の全ての技術的特徴を開示しており、請求項 1 は新規性を有しないと認定する。実用新案技術評価の対比結果及び説明を以下に例示する。

対比結果：

引用文献一覧表：

1. ○年○月○日 CN202400○○○U

請求項 1

対比結果コード：1

引用文献：1

対比説明：

文献 1 の明細書第○○頁第○○段及び図 2 で、取っ手付きで柱面を有する横棒と、前記横棒とつながる小円錐台と工作端と、前記縦棒の工作端に設置された細長い形状のマッサージ部を含む T 型マッサージ棒が掲示されている。

文献 1 に記載されている「横棒」は、請求項 1 の「柱体」に相当し、文献 1 に記載されている「縦棒」は請求項「ロッド」に相当する。

文献 1 はすでに開示されている本請求項と同一の創作である。

例 2. 進歩性を有しない（一）

〔実用新案名称〕

薬箱のアラーム装置

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

多数の収納エリアを有する収納ユニットと、収納ユニットと連結した探知ユニットと、収納ユニットと結合し探知ユニットと連結して、そのうち各収納エリアは光を通すことができる材質で、且つ各収納エリアの底部は凹弧面を有し、各収納エリアは四角形、矩形、円柱形、又は多角形にすることができる、薬箱のアラーム装置。

〔説明〕

検索並びに対比の結果、文献 1 及び文献 2 の結合は請求項 1 が進歩性を有しないことを証明できると認定する。実用新案技術報告の対比結果及び説明を以下に例示する。

対比結果：

引用文献一覧表：

1. ○年○月○日 TW20043○○○○A

2. ○年○月○日 JP2002-21○○○○A

請求項 1：

対比結果コード：2

引用文献：1 及び 2

対比説明：

文献1の明細書第〇〇頁第〇〇段及び図1は、複数の収納ユニットを有するケースと、収納ユニットと結合したセンサーと、収納ユニットと結合し且つセンサーと連結したマスター制御ユニットを含む薬飲み忘れ防止アラーム付き薬箱を開示している。

文献1で開示している「ケース」は、請求項1の「収納ユニット」に相当し、文献1で開示している「センサー」は請求項1の「探知ユニット」に相当し、文献1で開示している「マスター制御ユニット」は請求項1の「アラームユニット」に相当する。文献1と請求項1の差異は、請求項1が別途有する「そのうち各配置エリアは光を通すことができる材質で、且つ各配置エリアの底部は凹弧面を有し、また各配置エリアは四角形、矩形、円柱形、又は多角形にできる」という技術的特徴にある。

文献2の図1及び図2ですでに開示されている薬箱は円柱形且つ底部に凹面を有し、また明細書第6頁段落〔0043〕第6行で「薬箱本体は半透明のプラスチック材料設計」がすでに開示されている。

本請求項の技術内容は、その創作の属する技術分野における通常の知識を有する者が文献1及び2の技術内容に基づいて容易に完成することができるものである。

例3. 進歩性を有しない(二)(公告された訂正版あり)

〔実用新案名称〕

ガラス眩光防止板

〔権利請求の範囲〕

【請求項1】

第1面及び前記第1面に相對する第2面が前記第1面上に形成された眩光防止構造を含むガラス板と、前記第2面上に設置され、且つセラミックオイルインク層が前記第2面の中央を覆っていないセラミックオイルインク層を含むガラス眩光防止板。

【請求項2】

前記該眩光防止構造層と前記ガラス板が一体につながり、且つ前記眩光防止構造に複数の凹溝部を含む請求項1に記載のガラス眩光防止板。

〔説明〕

検索並びに対比の結果、文献1は請求項1が進歩性を有しないことを証明することができ、文献1及び文献2の結合は請求項2が進歩性を有しないことを証明することができる。実用新案技術報告の対比結果及び説明を以下に例示する。

対比結果：

引用文献一覧表：

1. ○年○月○日 TW534○○○
2. ○年○月○日 CN2064○○○○○U

【請求項 1】

対比結果コード：2

引用文献：1

対比説明：

文献 1 の請求項 1、明細書第○○頁第○○段、図 1、2 に、第 1 面及び前記第 1 面に相對する第 2 面を含み、前記第 1 面上に眩光防止ブルーライト層（本案の眩光防止構造層に相当）を形成したガラス板と、前期第 2 面上に設置され且つ前記カバーインク層が前記第 2 面のウインドエリア（本案の中央エリアに相当）を覆っていないカバーインク層とを含むガラス眩光防止板が記載されている。

文献 1 はオイルインク層がセラミックオイルインク層であると掲示していないが、オイルインク層の材質でセラミックインク層を選択することは、当該実用新案の属する技術分野における通常の知識を有する者にとって通常の知識である。

本請求項の技術内容は、当該創作の属する技術分野における通常の知識を有する者が文献 1 及び通常の知識の技術内容に基づいて容易に完成することができる。

【請求項 2】

対比結果コード：2

引用文献：1 及び 2

対比説明：

文献 1 に記載の創作の認定については、請求項 1 の対比説明と同様である。

文献 2 の明細書第○○頁第○○段及び図 12 に、眩光防止構造層と前記ガラス板が一体につながり、且つ前記眩光防止構造層は複数の凹溝部を含むガラス眩光防止板が記載されている。

本請求項の技術内容は、当該創作の属する技術分野における通常の知識を有する者が文献 1 及び 2 の技術内容に基づいて容易に完成できるものである。

9、備考：

本実用新案技術評価は○年○月○日に公告した訂正版に基づき対比を行った。

例 4. 請求項の記載が不明確なことから新規性、進歩性等の要件の対比が完全には行えない場合（明細書又は図面を参照して技術報告作成の前提を設定する必要がある場合）

〔実用新案名称〕

椅子

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

図 1 で示すような座り心地の良い椅子。

【請求項 2】

クッションにシリコン材質を使用した請求項 1 に記載の椅子。

〔説明〕

明細書及び図面の内容に基づき前提を設定して検索を行い、検索並びに対比の結果、文献 1 はすでに請求項 1 の全ての技術的特徴を開示しており、請求項 1 は新規性を備えない。また、請求項 2 は文献 1 の単なる変更であることから進歩性を備えない。実用新案技術評価の対比結果及び説明例は以下のとおり。

対比結果：

引用文献一覧表：

1. ○年○月○日 TW20041○○○○A

【請求項 1】

対比結果コード：1

引用文献：1

対比説明：

請求項 1 「図 1 で示すような座り心地の良い」の記載について、図 1 のどの事項も文章の意味が不明であり、故に請求項 1 の記載は不明確である。したがって、新規性、進歩性等の要件の対比を完全には行えないことから、「図 1 で示すような座り心地の良い」この用語は明細書と図面の記載を参酌し、明細書第 6 頁第 13 行で示す「背もたれ部分が背中の凹部に設けられる」の意味を前提として対比を進める。

文献 1 の明細書第 5 頁と図 2 は「背もたれ部分が背中の凹部に設けられ前

後に揺れる椅子」の技術内容をすでに開示していることから、文献 1 において「背もたれ部分が背中への凹部に設けられる」をすでに開示している。

文献 1 は本請求項と同一の技術内容をすでに開示している。

【請求項 2】

対比結果コード：2

引用文献：1

対比説明：

文献 1 に記載されている創作の認定については、請求項 1 の対比説明と同様である。

文献 1 はそのクッションに用いられた材質は泡綿（プラスチック成分を発泡させた材料）であるとすでに開示しており、請求項 2 はただ選択された材料が異なるだけである。

本請求項の技術内容は文献 1 の単なる変更である。

例 5. 専利法第 32 条第 1 項前段「二重出願」に符合する場合

〔実用新案名称〕

竹繊維を含有する押出しストロー。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

基材と少なくとも 1 つの充填剤及び少なくとも 1 つの強化剤を含み、そのうち前記基材はポリ乳酸（PLA）を含有し、前記充填剤は竹繊維を使用し、前記基材と前記充填剤及び前記強化剤を相互に融合して機械で押出形成することで、長い構造と空洞状のストローを構成する竹繊維を含む押出しストロー。

前記ストローは少なくとも 1 つの分散剤を含有し、前記分散剤は蜜蝋、サトウキビ蝋、パーム蝋又はその任意の組み合わせである請求項 1 に記載の押出しストロー。

〔説明〕

検索並びに対比の結果、文献 1 は請求項 1 が進歩性を備えないと証明できると認定する。請求項 2 については、その新規性、進歩性等の要件の先行技術文献を否定するに足る発見はなかった。また、検索により本実用新案と特許第 107000000 号出願は専利法第 32 条第 1 項前段の「二重出願」の事情があることが分かった。実用新案技術評価の対比結果及び説明例は以下のとおり。

対比結果：

引用文献一覧表：

1. ○年○月○日 TWM56○○○○
2. ○年○月○日 CN1025○○○○○○A

【請求項 1】

対比結果コード：2

引用文献：1

対比説明：

文献 1 には、植物繊維の粉体、及び前記植物繊維の粉体と相互に融合して押出し成型されて管本体を構成する少なくとも 1 つの混合体を含み、前記混合体はポリ乳酸（PLA）及びポリブチネンサクシネート（PBS）を組み合わせた混合体からなる押出成形のエコストローが開示されている。

文献 1 の明細書第○○頁第○○段には、前記植物繊維の粉体はサトウキビ繊維、ヤシ繊維、稲わら、トウモロコシわら、又は木粉等の材料であると開示されている。

文献 1 で開示しているストローと請求項 1 のストローの差異は、請求項 1 は竹繊維を充填剤としているところにだけある。しかしながら、文献 1 は植物繊維の粉体は上述の各種植物材料とすることができると開示しており、請求項 1 は竹繊維を充填剤として使用しているが、該実用新案の技術分野における通常の知識を有する者にとっては、異なる植物繊維の粉体材料で代替することも容易である。

本請求の技術内容は文献 1 の単なる変更である。

【請求項 2】

対比結果コード：6

引用文献：1、2（一般的な技術水準の参考文献）

9、備考：

本実用新案と特許第 107○○○○○号出願は専利法第 32 条第 1 項前段の「二重出願」が適用される。